

【概要版】

五所川原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

～活力ある・明るく住みよい豊かなまち、環境にやさしい循環型のまちを目指して～

第1章 計画の策定にあたって

（1）計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、家庭ごみ・事業系ごみを対象に、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

（2）計画の期間

本計画の期間は、長期的な展望に立ってごみ処理施策を推進することなどを考慮し、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

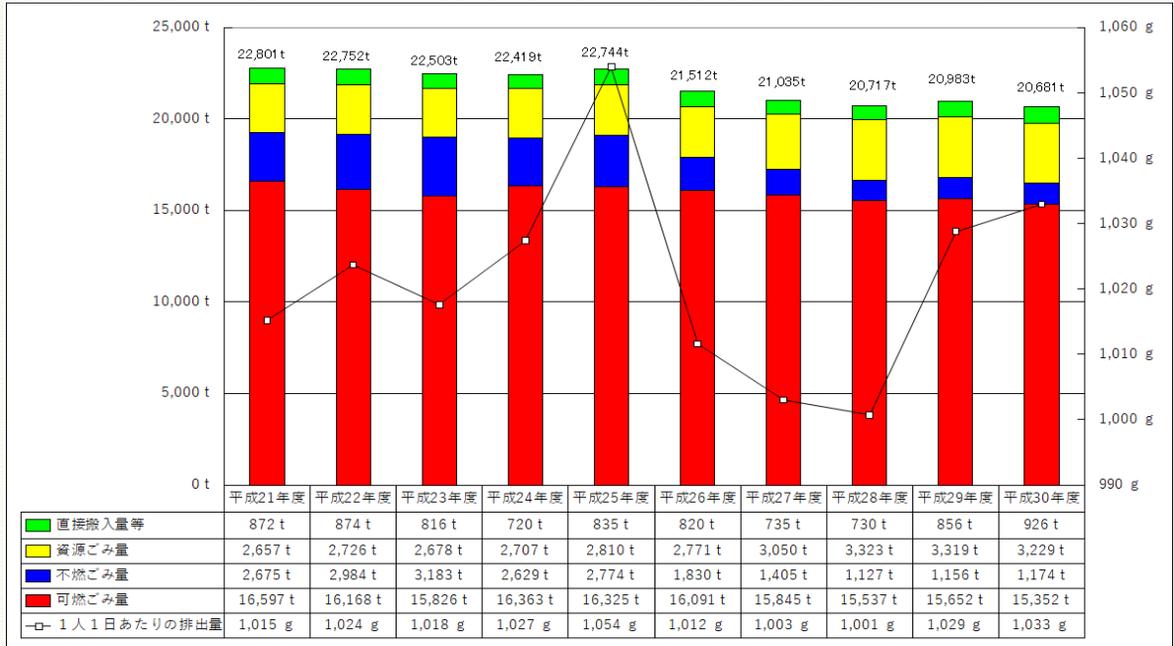
また、近年のごみ処理を取り巻く急速な社会環境の変化に対応するため、令和7年度を中間目標年次として設定し、計画の達成状況等を踏まえ見直しを行います。なお、本計画の推進に影響を与えるような社会情勢やごみ処理状況の変化、関係法制度など大幅な改正があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
計画期間	計画開始年次				中間目標年次					最終目標年次
	← 計画期間 →									

(2) ごみ排出量

市の処理する家庭ごみ及び事業系ごみの総排出量は、平成21年度以降緩やかな減少傾向を示しており、平成30年度で20,681tとなっています。市民1人1日当たりのごみ排出量は1,033gであり、青森県平均の1,002g、全国平均の918gを大きく上回っています。家庭ごみは青森県及び全国平均と同程度であります。事業系ごみが青森県平均の約1.2倍、全国平均の約1.4倍と非常に多くなっており、事業系ごみの減量化・資源化が課題となっています。

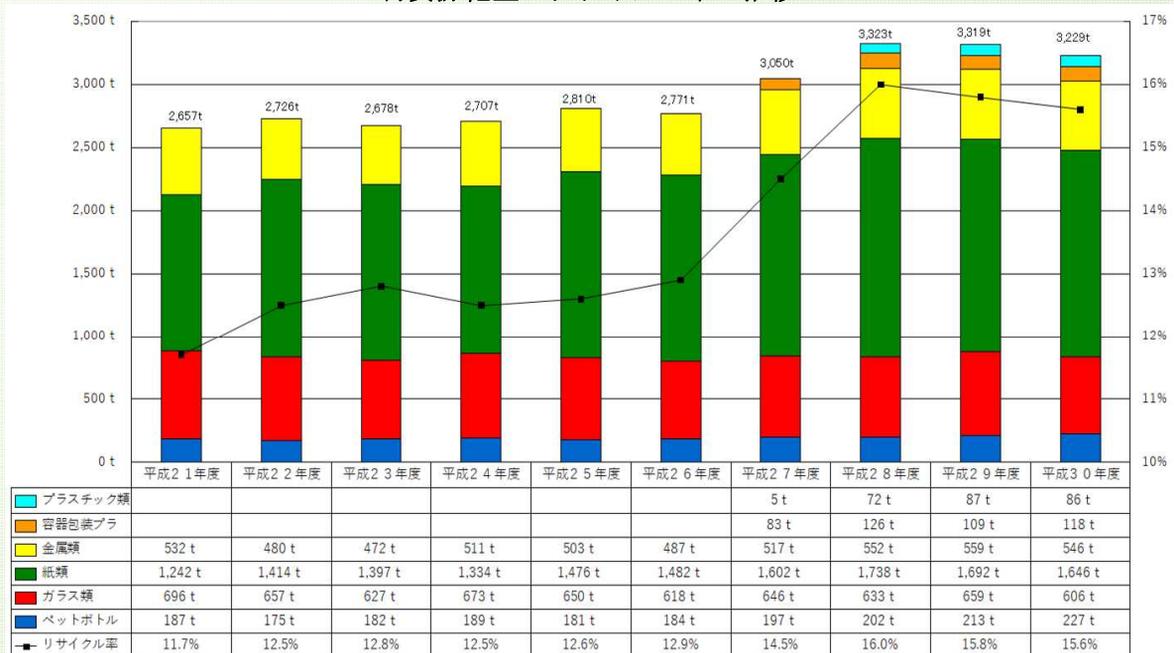
ごみ排出量の推移



(3) 資源化量とリサイクル率

資源ごみの量は、平成21年度以降増加傾向で、平成30年度は3,229tとなっています。ごみ総排出量に対するリサイクル率は15.6%であり、青森県平均の14.5%は上回っていますが、全国平均の19.9%と比べると4.3ポイント下回り、全国との差が大きい傾向が続いています。リサイクル率を引き上げるには、市民や事業者と連携しながらごみの分別を徹底するとともに、資源化が可能なものはできる限りリユース・リサイクルが促進されるよう取り組みを進めることが課題といえます。

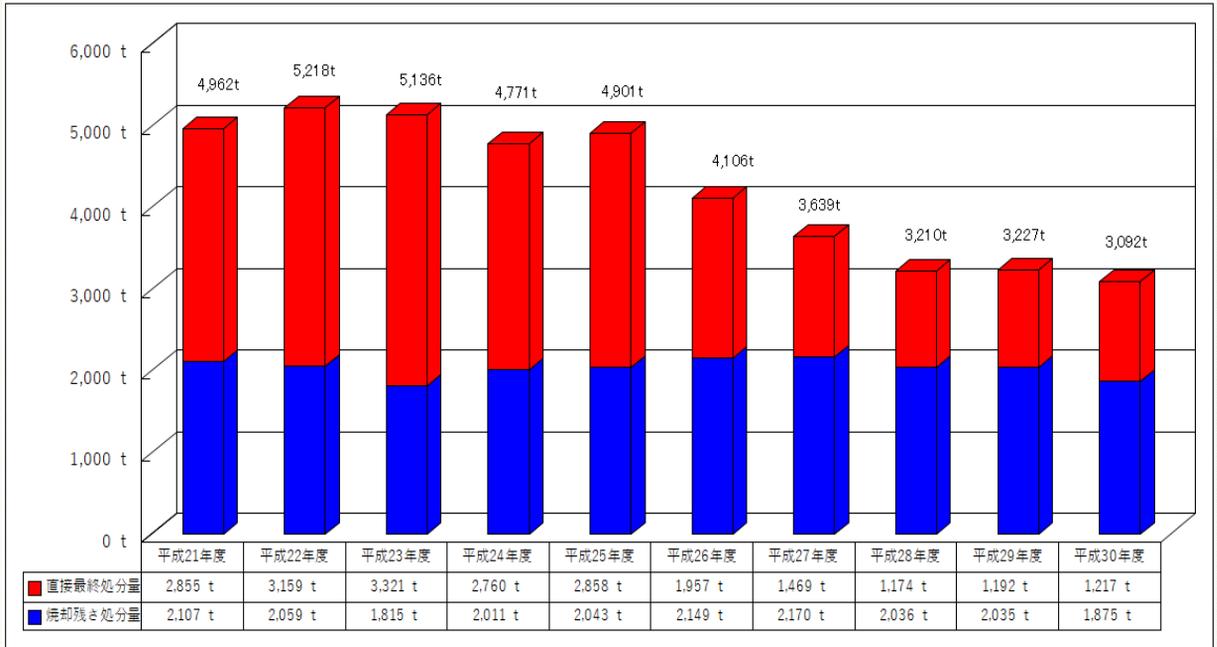
再資源化量・リサイクル率の推移



(4) 埋立処分量

最終処分場へ搬入する不燃ごみの直接最終処分量及び可燃ごみの焼却残さは、平成21年度の4,962tから平成30年度は3,092tと大幅に減量となっています。市民1人1日当たりの処分量は、直接最終処分量は半分以下に減量していますが、焼却残さは横ばいとなっています。市のごみ総排出量のうち可燃ごみの占める割合が70%を超えていることから、埋立処分量を減量するためには可燃ごみの排出量を抑制することが最も重要な課題となっています。

埋立処分量の推移



第3章 基本計画の目標

本計画では「ごみ排出量」、「リサイクル率」、「埋立処分量」について達成すべき数値目標を設定します。

人口については、基準年度である平成30年度を54,867人とし、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口から令和7年度(中間年度)を47,427人、令和12年度(目標年度)を43,527人とします。

(1) ごみ排出量の目標

1人1日当たりのごみ排出量(g)を、平成30年度の1,033gから、中間年度である令和7年度には5%減の981gに、目標年度である令和12年度には10%減の930gに減量することを目標とします。

ごみ排出量に関する目標値

	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
ごみ総排出量(t)	20,681	16,982	14,775
1人1日当たり削減率(%)	—	5	10
1人1日当たり排出量(g)	1,033	981	930

(2) リサイクル率の目標

リサイクル率を、平成30年度の15.6%から、中間年度である令和7年度には18.0%に、目標年度である令和12年度には20.0%に引き上げることを目標とします。

リサイクル率の目標値

	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
リサイクル率(%)	15.6	18.0	20.0

(3) 埋立処分量の目標

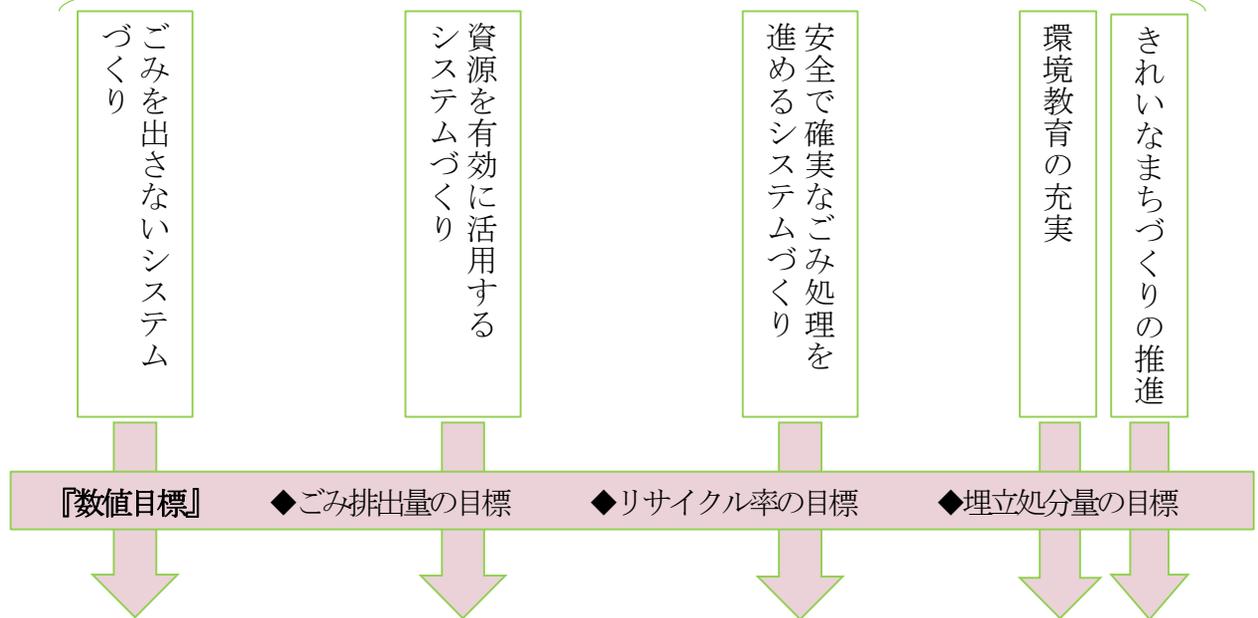
1人1日当たりの埋立処分量(g)を、平成30年度の154gから、中間年度である令和7年度には3%減の149gに、目標年度である令和12年度には5%減の146gに減量させることを目標とします。

埋立処分量に関するの目標値

	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
埋立処分量(t)	3,092	2,579	2,320
1人1日当たり削減率(%)	—	3	5
1人1日当たり処分量(g)	154	149	146

第4章 施策の基本方向と展開

活力ある・明るく住みよい豊かなまち、環境にやさしい循環型のまちを目指して



(1) 「もったいない」の意識定着と促進

- ・ライフスタイルの転換に向けて
- ・使い捨て製品や過剰包装の自粛
- ・ものを長く大切に使う

(2) 拡大生産者責任の徹底と普及啓発

- ・ビジネススタイルの転換
- ・社会システムの見直し
- ・国等への働きかけの推進

(3) 環境に配慮した活動の促進とネットワークの構築

- ・家庭や地域での取り組みの促進
- ・事業者への指導と普及啓発の促進
- ・事業者による環境管理の促進
- ・事業者による自主回収システムの構築
- ・NPO法人・市民団体等の育成と連携
- ・情報の共有と連携

(4) ごみ処理費用の適正負担の確保

- ・家庭ごみの有料化の検討

(5) 食品ロスの削減の促進

(1) 家庭ごみの分別の徹底

- ・分別品目の検討
- ・分別の徹底と資源化を推進するためのシステム整備

(2) 事業系ごみの適正処理

- ・収集運搬業者への依頼
- ・自主的取り組みの促進

(3) リサイクル関連施設の育成

- ・資源化ルートの確保
- ・民間リサイクル関連施設との連携

(4) 再生品活用の促進

- ・循環型社会形成に向けた再生品活用の促進

(1) 安全で適正な処理の推進

- ・困難性を伴うごみの処理
- ・広域処理体制の促進

(2) 確実な処理体制の確保

- ・収集運搬体制の充実
- ・中間処理体制の確保
- ・最終処分場の維持管理体制の充実

(3) 不法投棄などの防止対策の推進

- ・不法投棄や不適切処理の防止
- ・不適正排出の防止
- ・普及啓発の促進

(4) 災害廃棄物処理体制の構築

- ・関係自治体との連携
- ・災害廃棄物処理計画の策定

(5) 火災による残存物の処理体制の構築

(1) 環境教育の充実と推進

- ・学校や家庭での環境学習の支援
- ・積極的な普及啓発の推進
- ・グリーンコンシューマー活動の普及推進

(2) 清潔でごみのないきれいなまちづくりの推進

- ・市民や地域が一体となった活動の推進
- ・ごみステーションの適正管理

(1) 市民や事業者との協働による取り組みの展開

ごみ処理に関する計画や施策を確実かつ効果的に推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責務について共通認識を持ち共に行動するため、連携・協力を強化することが重要です。

このため、次に示す協働して取り組むための各主体の役割と責務の分担を基本に施策が推進できるよう体制の構築を進めます。

市 民	事 業 者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないという考えのもと、ごみを出さないための生活様式を徹底する。 ・ごみ減量やリサイクルの向上を図るため、自主的な処理を進める。 ・分別を徹底し、排出マナーやルールを守る。 ・ごみの減量やリサイクル、適正な処理に関し、地域や行政と連携しながら取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを自らの責任で適正に処理する事業者の自己処理責任の原則を徹底する。 ・適正な処理をするため、収集運搬許可業者に委託する。 ・再使用や再生品の利用拡大に努めるとともに、ごみの減量化やリサイクルの自主的な取り組みを進める。 ・ごみの適正処理に関する市の施策に協力する。 ・長寿命製品やリサイクル可能な製品の開発などを行い、最終的に処理されるまでの責任を持つなど、拡大生産者責任の実行に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の自主的な減量化、資源化の活動の支援と促進を図る。 ・循環型社会を目指すための必要な施策を展開し、ごみの発生・排出の抑制と減量化リサイクルを推進する。 ・生活環境の保全に配慮した適正なごみ処理と、経済的な行政運営を進める。 ・情報の提供や公開、環境教育の充実を図るとともに、減量化・リサイクルの普及啓発を推進する。

(2) 計画の進行管理と評価

ごみ処理に関係する法令や廃棄物処理の動向を的確に把握しながら、効果的に施策を展開することで基本計画を確実に推進し実効性のあるものとするため、本計画の推進に当たっては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（確認）→ Action（見直し）の一連の作業を繰り返し行うPDCAサイクルにより、継続的に業務の改善を図っていきます。

五所川原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【概要版】

発行日：令和3年2月1日

発行：五所川原市 民生部 環境対策課

住所：〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1

電話：0173-35-2111

FAX：0173-35-2128